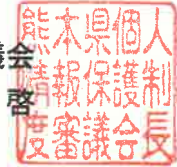


個審議答申第84号
平成30年10月9日

熊本県知事 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 馬場 啓



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（答申）
平成30年7月27日付け子家福第268号で諮問のあったことについては、次の
とおり、適当であると判断します。

記

【個別事項】

個人情報取扱事務の名称	担当課	個人情報の対象者	個人情報の提供先	提供する個人情報の内容	提供する理由又は必要性
臓器移植に伴う児童相談所における虐待相談情報の提供	子ども家庭福祉課、中央児童相談所、八代児童相談所	① 臓器提供の対象となる可能性のある児童 ② 当該児童のきょうだい	児童からの臓器提供を行う施設（臓器提供施設）	臓器提供施設から情報提供の依頼があった児童及び当該児童のきょうだいについての虐待相談の対応の有無	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）附則第5項の規定により、移植医療に係る業務に従事する者は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、当該児童に虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認することとされている。 そのため、臓器提供施設は、臓器提供の対象となる可能性のある児童について、児童相談所が保有する当該児童及びそのきょうだいの虐待相談の対応の有無に係る情報を確認する必要がある、児童相談所としても同法の趣旨に沿った適切な臓器移植が行われるよう同施設に当該情報を提供する必要がある。